＜商品説明書＞

商 品 名	たてしん職域サポートカードローン
ご利用いただける方	・当金庫と職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）。但し公務員・公務員に準ずる方は、契約によらず適用可。 ※職域サポート契約 当金庫と事業所が合意のうえ契約書を交わし、従業員等の福利厚生や取引の深耕を目的として、当該事務所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う契約 ・満 20 歳以上満 65 歳未満の方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・上記条件を満たし、かつ当金庫が融資することを認めた方。
資金使途	・自由です。
融資形式	・当座貸越方式
融資限度額	・10 万円以上 100 万円以内（10 万円単位）とします。
利用期間	・10～100 万円…3 年 （原則として、審査のうえ自動更新。但し更新予定日時点で満 70 歳以上 は更新できません）
融資利率	・当金庫所定の利率を適用します。なお、利率は金融情勢により変動する ことがあります。
利息の計算方法	・毎日の最終残高について付利単位を1円とした1年を365日とする日割 計算。
利息の支払方法	・毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日に貸越元金に組入れます。
返済方法	・随時返済
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金の保証付きで保証人・担保は必要ありません。
印 紙 代	・200 円の印紙が必要です。
保 証 料	・融資利息に含まれています。
ご用意いただく書類	・本人確認書類 運転免許証（原則） ※運転免許証を取得していない場合 ・個人番号カード ・運転経歴証明書 ・写真付住民基本台帳カード ・パスポート ・健康保険証と住民票抄本や公共料金領収書等の組み合わせ ・日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、次のいずれかの書類 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本(在留資格の記載があるもの)

裏面に続く

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または企画部(9時～17 時、電話:0470-29-3012)にお申し出ください
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記企画部または全国しんきん相談所(9時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください
その他参考事項	・現在の融資利率は当金庫の本支店までお問合せください。 ・お申込みに際しては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ・お客様が当金庫の営業区域外に移転したこと等により、当金庫の貸出対象となりえる「会員たる資格」を喪失したときは、ご返済頂き解約することとなります。 ・しんきんカードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労金、郵便局等提携金融機関のATM(現金自動預入支払 機)でご利用になれます。	

館 山 信 用 金 庫　　(令和 06 年 12 月 02 日現在)